

参加者確認公募説明書

令和8年度つくば市上空の試料空気採集のための航空機運航業務

令和8年1月

国立研究開発法人国立環境研究所

令和8年度つくば市上空の試料空気採集のための航空機運航業務
に係る参加希望書類の募集要領

1. 総則

令和8年度つくば市上空の試料空気採集のための航空機運航業務に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和8年度つくば市上空の試料空気採集のための航空機運航業務

(2) 業務内容等

別添仕様書（案）のとおり。

(3) 予算額

非公表。ただし、企画競争手続に移行する場合にあっては、別途提示する。

(4) 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- ③ 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 参加者確認公募説明書別紙に定める暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 技術力に関する要件

請負者は航空機使用事業を行うにあたって航空局の許可を得ていること。また、請負者側に事業用操縦士のライセンスを取得している操縦者が在籍しており、運航する際はその操縦士を手配すること。飛行速度は60ノット～110ノット程度とする。

(3) 設備・システムに関する要件

NIES担当者が用意する試料空気採集用機材（重量：約15kg）を機内に設置し、つくば市上空の3000m、2000m、1500m、1000m、500m程度で試料空気を採集する。雲などの気象条件によって制約がある際は、500m～3000mの高度内で可能な高度を飛行する。

(4) 業務執行体制に関する要件

月毎にNIES担当者と調整の上、日程を決定すること。原則、月2回とする。1回あたりの飛行時間の目安は120分とする。

- (5) (2) から (3) の要件を満たすことを証明する、資料及び証明書等を提出し、承認を得ること。

4. 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

(1) 提出場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第一係 担当：長嶋

T E L : 029-850-2775 F A X : 029-850-2388

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によって提出すること。メールによる電子データ（ワードもしくはエクセルで作成したもの）の送付も可とする。
(データの送付先：chotatsu@nies.go.jp)

(3) 提出期間

令和8年2月6日（金）までの10時～16時（持参の場合は、12時～13時を除く）

(4) 質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間：令和8年2月12日（木）午前10時から

令和8年2月20日（金）午後4時まで

茨城県つくば市小野川16-2

当研究所HP上

5. 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 令和8年度つくば市上空の試料空気採集のための航空機運航業務に係る参加希望書類（別添様式参照）
- ② 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料
- ③ 3(5)に示す書類

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和8年2月20日（金）16時

② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

4(1)に同じ。

③ 提出部数

2部

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）すること。

なお、郵送する場合は、封筒に「令和8年度つくば市上空の試料空気採集のための航空機運航業務に係る参加希望書類在中」と朱書きすること。

⑤ 提出に当たっての注意事項

- ア 受付時間は、平日の10時から16時まで（持参の場合は、12時～13時を除く）とする。
- イ 提出期限までに提出場所に現に到達しなかった参加希望書類は、無効とする。
- ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできない。
- エ 提出された参加希望書類は、返却しない。
- オ 提出された参加希望書類は、提出者に無断で、参加希望書類の審査以外の目的には使用しない

い。

カ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う。

キ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6. 参加希望書類の審査

- (1) 国立環境研究所において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して令和8年2月24日（火）までに通知する。
- (2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせがあるので、参加希望書類提出後、(1)の通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たしていない者と認めることとする。
- (3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定事業者との随意契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、一般競争入札又は企画競争手続（以下「一般競争入札等手続」という。）に移行する。
- (4) 応募要件を満たしていないと認める旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

7. 一般競争入札等手続に移行した場合

- (1) 一般競争入札等手続に移行した場合にあっては、応募要件を満たす応募者に対して、入札説明書等を交付し、入札書等の提出を要請する。
- (2) 入札書等提出予定期限
令和8年3月23日（水）

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
4 (1) に同じ。
- (3) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「車両整備」又は「その他」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、一般競争入札又は企画競争手続きに移行した場合に入札書等を提出するためには、入札書等の提出時までに、当該資格の認定を受ける必要がある。

別添様式

令和 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

令和8年度つくば市上空の試料空気採集のための航空機運航業務
に係る参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。
応募要件を満たしていることを、添付資料のとおりお示しします。
参加者確認公募説明書3（4）に関する要件については、業務執行体制に問題ないことを誓約します。
また、参加者確認公募説明書別紙の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

- (1) 会社概要等
(2) 3（5）に示す書類

担当者等連絡先
所属部署：
担当者名：
責任者名：
TEL：
E-mail：

別紙

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
- ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

（参考）国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

（一般競争に参加させることができない者）

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（予定価格の作成）

第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ。

(案)

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度つくば市上空の試料空気採集のための航空機運航業務

2 業務契約期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3 業務実施場所 請負者、飛行場、つくば市上空において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は、温室効果ガスの地球規模での挙動を解明・監視するため、様々な環境で温室効果ガスの観測を行っている。本業務はつくば市上空の現場空気の温室効果ガスを測定するための空気採取をサポートするものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 許可

請負者は航空機使用事業を行うにあたって航空局の許可を得ていること。また、請負者側に事業用操縦士のライセンスを取得している操縦者が在籍しており、運航する際はその操縦士を手配すること。

(2) 日程の調整

月毎に NIES 担当者と調整の上、日程を決定すること。原則、月 2 回とする。1 回あたりの飛行時間の目安は 120 分とする。

(3) 航空機発着空港

竜ヶ崎飛行場とする。

(4) 採集空域

原則として、つくば市上空（500m～3000m）とする。

(5) 採集高度

3000m、2000m、1500m、1000m、500m 程度とする。雲などの気象条件によって制約がある際は、500m～3000m の高度内で可能な高度を飛行する。

(6) 飛 行 速 度

60 ノット～110 ノット程度とする。

(7) 機内に設置する機材

NIES 担当者が用意する試料空気採集用機材（重量：約 15kg）。

(8) NIES の搭乗人員

1 人もしくは 2 人。

(9) 支 払 関 係 書 類

納品書、請求書等の関係書類は、NIES 担当者の指示に従い、運行終了毎に作成・提出すること。

(10) その他の

①天候不良、天災、航空管制塔の都合等により、飛行機の運航内容に変更が生じる場合は事前に NIES 担当者と協議し調整を行うこと。

②試料空気採集中、航空機の安全飛行のため、搭乗者と連絡を密にし、事故防止に努めること。

6 成果物の提出

請負者は、運航終了毎に飛行日時・飛行機種・機長を示した書類もしくは PDF を NIES 担当者へ提出すること。

書類の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年

法律第100号) 第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

7 検査

本業務終了後、10日以内にNIES担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

8 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかにNIES担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

9 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。